

水洗便所改造資金融資あっせん制度

公共下水道の工事が終わり、下水道が使用できるようになりますと、**供用（下水の処理）開始の公示**を行い、市の「広報」や「水洗化のおすすめ」などで皆様にお知らせいたします。そうしますと処理区域内の建物の所有者は、**3年以内**に既設の便所（くみ取り便所・し尿浄化槽・合併浄化槽）を公共下水道に直接流す水洗トイレに改造することが、法律で義務付けられています。

笠岡市では、この水洗トイレへの改造のための工事に必要な資金が不足する人に、その資金の融資を金融機関にあっせんする制度を設けています。

ただし、法人及び官公署は、対象となりません。

★融資額

1工事当たり**80万円以内**（集合住宅にあっては**200万円以内**）

★融資利率

市と取扱金融機関との協議により定めた利率（平成27年度現在**2.9%**）

（ただし、供用開始の公示の日から**3年以内**に工事請負契約を締結した人に対しては、その融資額の利子の全額を市が負担します。）

◆**3年を超えても融資のあっせんはいたしますが、利子は自己負担となります。**

★返済期限

融資を受けた日の属する月の翌月から**40か月以内**

★返済方法

1回の返済金額は、**8,000円以上**とし、取扱金融機関の定める日までに、元金均等返済の方法により毎月返済いただきます。（**3年以内の場合**）

★融資あっせんを申請できる人

- ◎ 排水設備設置義務者（建物の所有者）又は建物の所有者の同意を得た使用者。
- ◎ **市税及び笠岡市公共下水道事業受益者負担金を滞納していない人。**
- ◎ 市長が自己資金のみでは工事費を一時に負担することが困難と認めた人。
- ◎ 融資を受けた改造資金の返済能力を有する人。
- ◎ 原則として県内に居住し、居住地の市町村税の滞納が無く、融資を受けた改造資金の返済能力があり、独立の生計を営む**連帯保証人1人以上**を有する人。
（同居の家族は、連帯保証人にはなれません。また、連帯保証人が県外居住者となる場合は、申込予定金融機関に事前にご相談ください。）

★申請時の提出書類（市役所用）

◎ 水洗便所改造資金融資あっせん申請書

※ 申請者及び連帯保証人の使用する印鑑は、実印（印鑑登録済みの印）でお願いします。

◎ 申請者の印鑑登録証明書及び市税納税証明書（各1通）

◎ 連帯保証人の印鑑登録証明書及び市税納税証明書（各1通）

◎ 工事請負契約書又は排水設備承認申請書の写し（1通）

※ 融資金額は、実際に工事に係った金額又は80万円（集合住宅の場合は200万円）のうち、少ない方の金額となります。

◆金融機関での融資契約手続（提出書類等）については、申込予定金融機関でお尋ねください。金融機関によって異なる場合があります。

★取扱金融機関（市内の金融機関のみです。）

◇笠岡信用組合（市内全店）

◇倉敷かさや農業協同組合（市内全店舗）

◇玉島信用金庫笠岡支店

◇中国銀行（市内各支店）

◇トマト銀行笠岡支店

◇広島銀行笠岡中央支店

（五十音順）

★手続きの代行

水洗便所改造資金融資あっせんの手続きは、**排水設備指定工事店**で代行しておりますので、お気軽にご相談ください。

融資あっせんに関する
お問い合わせ・ご相談は

笠岡市上下水道部下水道課
TEL 0865-69-2142まで